

第 号

許 可 書

申請者

令和 年 月 日付で申請のあった、建築物の建築については、都市計画法第53条第1項の規定に基づき下記により許可する。

令和 年 月 日

杉並区長

記

1 建築物の敷地の位置 (地名地番)	杉並区	丁目	番地				
2 建築物の構造	造 一部	造 地上	階 地下	階			
3 新築、増築、改築 または移転の別	新築	増築	改築	移転			
4 敷地面積	m ²	5 建築面積	m ²	6 延べ面積	m ²		
7 都市計画施設又は市 街地開発事業の種別	道路	公園	緑地	広場	土地区画整理	市街地再開発	その他 ()
8 条 件							

〔「8 条件」欄に記載がある場合の教示〕

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。